

令和8年第1回定例会議案説明資料

- | | | | |
|---|--------|---------------------------------------|---------|
| 1 | 議案第5号 | 令和7年度千葉市一般会計補正予算(第7号) 中所管
道路維持事業ほか | ………… P2 |
| 2 | 議案第13号 | 令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算(第3号) | ………… P5 |
| 3 | 議案第61号 | 千葉市下水道条例の一部改正について | ………… P6 |
| 4 | 議案第66号 | 市道路線の認定及び廃止について | ………… P7 |

(2) 国の補正予算を活用した増額補正に伴う水道事業会計への繰出し

ア 補正理由

水道局が国補正予算を活用し、令和8年度に予定している管路耐震化事業の一部を前倒して執行するため、増額となる繰出金所要額の補正を行い、必要な繰越明許費を設定するものである。

イ 補正額

19,009千円

ウ 内訳

(款) 衛生費 (項) 水道費

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	水道事業会計への繰出し (水道事業出資金)	水道管路耐震化事業	17,569	市債	17,000
				一財	569
2	水道事業会計への繰出し (水道事業負担金)	水道管路耐震化事業	1,440	一財	1,440

(参考) 水道局補正額

(款) 資本的支出 (項) 建設改良費

(単位：千円)

事業名	内容	補正額	財源内訳	補正額
水道管路耐震化事業	配水管更新工事 配水管更新実施設計	120,263	企業債	76,000
			国費	12,774
			県費	11,613
			一般会計出資金	17,569
			一般会計負担金	1,440
			内部留保	867

2 繰越明許費の補正

(1) 補正額及び補正理由

7, 037, 853千円

土木部 1, 212, 000千円

下水道企画部 267, 000千円

道路部 5, 416, 853千円

下水道施設部 142, 000千円

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	国補正		理由（国補正以外）
				国補正	国補正以外	
1	道路橋りょう 総務事業	地籍調査業務委託 ほか	192,000	0	192,000	地権者等との調整に不測の日数を要したため ほか
2	道路維持事業	中瀬幕張本郷線外 擁壁補修工事 浜田自転車保管場外 自転車保管場 改修工事 ほか	257,400	32,000	225,400	施工方法の検討に不測の日数を要したため 保管していた自転車の処分に不測の日数を要したため ほか
3	道路整備事業	千葉臨海線外 舗装改良工事 山王町8号線 用地補償 ほか	3,133,213	1,464,850	1,668,363	関係機関等との協議に不測の日数を要したため 地権者等との調整に不測の日数を要したため ほか
4	交通安全施設 整備事業	(主) 穴川天戸線外 歩道改良工事 畑町交差点 用地補償 ほか	834,921	39,150	795,771	地権者等との調整に不測の日数を要したため ほか
5	橋りょう 維持事業	宮崎歩道橋補修工事 ほか	81,000	31,000	50,000	関係機関等との協議に不測の日数を要したため
6	都市基盤河川 改修事業	二級河川支川都川 河道築造工事 ほか	164,000	19,000	145,000	地権者等との調整に不測の日数を要したため
7	河川改修事業	二級河川坂月川 堤防改修工事	10,000	0	10,000	地権者等との調整に不測の日数を要したため
8	急傾斜地崩壊 対策事業	急傾斜地 崩壊防止工事 ほか	93,000	0	93,000	地権者等との調整に不測の日数を要したため
9	街路整備事業	(都) 幕張本郷松波線 用地補償 ほか	2,130,319	312,000	1,818,319	地権者等との調整に不測の日数を要したため ほか
10	排水施設 整備事業	宇那谷2号排水路 排水施設新設工事 ほか	142,000	0	142,000	地権者等との調整に不測の日数を要したため ほか
合計			7,037,853	1,898,000	5,139,853	

【議案第13号】

令和7年度千葉市下水道事業会計補正予算（第3号）

1 収入支出予算の増額補正

(1) 国の補正予算を活用した増額補正

ア 補正理由

国の補正予算を活用し、令和8年度実施予定の事業を前倒しして実施するため増額補正を行うものである。

イ 補正額

2,022,000千円

ウ 内訳

(款) 資本的支出 (項) 建設改良費

(単位：千円)

No.	事業名	内容	補正額	財源内訳	
1	地震対策事業	下水道実施設計 下水道管渠調査（中大口径管） 下水道施設改良工事 マンホールトイレ設置工事	1,783,100 (1,635,000)	国費	817,500
				企業債	965,600
				その他	0
				管渠布設費 合計	1,783,100 (1,635,000)
2	地震対策事業	ポンプ場耐震補強工事	94,900 (76,000)	国費	38,000
				企業債	56,900
				その他	0
				ポンプ場建設費 合計	94,900 (76,000)
3	地震対策事業	南部浄化センター耐震補強工事	132,000 (120,000)	国費	66,000
				企業債	66,000
				その他	0
				処理場建設費 合計	132,000 (120,000)
4	再構築事業	大口径下水道管路の複線化 検討（リダンダンシー）	12,000 (12,000)	国費	6,000
				企業債	0
				その他	6,000
				計画認可費 合計	12,000 (12,000)
合計			2,022,000 (1,843,000)	国費 927,500 企業債 1,088,500 その他 6,000	

※ 補正額欄の（ ）内は、補助対象事業費

※ その他は内部留保等

【議案第61号】

千葉市下水道条例の一部改正について

1 趣旨

下水道法第 25 条に基づき、下水道管理者が制定する条例に係る国の技術的助言である標準下水道条例において、災害その他の非常の場合における特例措置が新設されたことなどに伴い、条例の一部を改正するもの。

2 主な内容

(1) 災害その他の非常の場合における排水設備工事の特例の新設

本市が被災した際に、排水設備の工事が円滑に実施されるよう、災害その他の非常の場合において、市長が他の市（町村）長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、排水設備の新設等の工事を行うことができることとする。

(2) 排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制等の見直し

指定排水設備工事業者に対して排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を専属させることを義務付けているところであるが、責任技術者を専属する者から選任する者に見直すとともに、県内における他の営業所について兼任することを妨げないこととする。

改正前		改正後	
A社	B営業所(千葉市)	責任技術者①	責任技術者②
	C営業所(県内他市)	責任技術者②	責任技術者②
	X営業所(県外)	責任技術者③	責任技術者③
※営業所ごとに専属の責任技術者を1名以上置かなければならない。		※営業所ごとに責任技術者を選任しなければならない。ただし、県内における他の営業所を兼任することができる。	

(3) 排水設備に係る排水管の内径の見直し

排水設備の排水管の内径について、標準下水道条例の基準との統一を図る。

<参考>排水管の内径 (mm)

規模	改正前	改正後
汚水 (排水人口 150 人未満)	100mm 以上	
雨水 (排水面積 200 m ² 未満)		
汚水 (排水人口 150 人以上)	150～250mm 以上	125～200mm 以上
雨水 (排水面積 200 m ² 以上)	150～200mm 以上	125～250mm 以上

3 施行期日

公布日

【議案第66号】

市道路線の認定及び廃止について

1 提案理由

市道路線の認定及び廃止について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものです。

市道路線の認定 8路線

市道路線の廃止 2路線

2 内訳

(1) 認定

整理番号	認定理由	路線数
①～⑧	都市計画法に基づく開発行為に伴う認定	8

(2) 廃止

整理番号	廃止理由	路線数
①	都市計画法に基づく開発行為に伴う廃止	1
②	道路敷地売払いに伴う廃止	1

※本議案が承認された場合、市道路線数は14,951路線、
路線総延長は3,527km。

(1) 認定

整理番号	路線名	起 点	終 点
①	星久喜町186号線	星久喜町地内	星久喜町地内
②	大草町120号線	大草町地内	大草町地内
③	千城台282号線	千城台西2丁目地内	千城台西2丁目地内
④	千城台283号線	千城台西2丁目地内	千城台西2丁目地内
⑤	千城台284号線	千城台西2丁目地内	千城台西2丁目地内
⑥	武石町104号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内
⑦	武石町105号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内
⑧	高田町320号線	高田町地内	高田町地内

(2) 廃止

整理番号	路線名	起 点	終 点
①	武石町61号線	武石町1丁目地内	武石町1丁目地内
②	中野町169号線	中野町地内	中野町地内